

国土交通省関東地方整備局

令和 3 年 5 月 2 1 日

## 民間競争入札実施事業

## 「国営昭和記念公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

## I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営昭和記念公園（東京都立川市及び昭島市）における運営維持管理業務</p> <p>① 公園運営維持管理業務</p> <p>1) 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務全体の計画立案及びマネジメント</li> <li>・入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等</li> </ul> <p>2) 企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）</li> <li>・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視等</li> </ul> <p>3) 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）</li> <li>・清掃（園内清掃、園内建物清掃）等</li> </ul> <p>4) 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生管理、中低木管理、高木管理、草地管理、花壇管理、花畑管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）</li> </ul> <p>②収益施設等設置管理運営業務</p> <p>1) 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食・物販施設、駐車場等の管理運営</li> </ul> <p>2) 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食・物販施設の設置・管理運営</li> </ul>

	・臨時飲食・物販施設の設置・管理運営
事業実施期間	平成31年2月1日から令和5年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は、平成31年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務 昭和記念公園パークス共同体
契約金額(税抜)	2,971,600,000円 (平成30年度:104,460,000円) (令和元年度:736,270,000円) (令和2年度:741,920,000円) (令和3年度:744,330,000円) (令和4年度:644,620,000円)
入札の状況	入札説明書交付者: 11者、入札参加者: 1者
事業目的	本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。
受託事業者決定の経緯	本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、平成30年6月1日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び、平成30年7月30日の提出期限までに入札参加者1者から提出された企画書及び収益施設運営計画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。 入札価格については、平成30年9月25日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、昭和記念公園パークス共同体を受託事業者として決定した。
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に

	関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。
--	--

## II 評価

### 1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

#### (1) 包括的な質

##### 1) 公園利用者数の確保

##### ①有料区域の年間及び四半期ごとの公園利用者数

##### ア 達成すべき質

下表に示す値以上であること。

年度	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	年間
平成 30 年度	—	—	—	—	257,000 人
平成 31 年度 (令和元年度) ~ 令和 3 年度	826,000 人	518,000 人	815,000 人	337,000 人	2,496,000 人

※立川まつり国営昭和記念公園花火大会実施日を除く

##### イ 結果

- ・平成 30 年度の第 4 四半期までの公園利用者は 323,745 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・平成 31 年度 (令和元年度) の公園利用者は年間 2,334,537 人となり、達成すべき質を達成できなかった。

また、その内訳は、第 1 四半期 876,457 人、第 2 四半期 410,584 人、第 3 四半期 629,386 人、第 4 四半期 418,110 人となっており、第 2 四半期と第 3 四半期で達成すべき質を達成できなかったため、国から文書により業務改善を指示した。

受託事業者が要因分析を行った結果、主な理由として、第 2 四半期では各月を通じて天候に恵まれなかったこと、特に 7 月に梅雨が長引き、晴天日が昨年度の半分以下だったことが挙げられている。また、第 3 四半期では、台風 19 号の上陸により、多くの集客が見込める 10 月の三連休のうち 2 日間が臨時休園になったこと、また、それに伴うコスモスへのダメージとスポーツ博覧会 2019 の中止などが要因として挙げられている。

以上の要因から達成すべき質を満足させるための改善策として、第2四半期では、「雨天時の公園の楽しみ方」をよりいっそうPRし、梅雨時期の利用客増加を目指すことや、夏季の入園者数がプール利用者に依存しているところが大きいことから、新設した花畑にヒマワリなど夏季に人気のある花種を取り入れ、プール以外での夏季における集客力の向上を行う等の提案がなされた。また、第3四半期では、多品種栽培による開花期の長期化など、台風被害を軽減する方策や、早春の花畑の充実による春の花修景の魅力向上等の提案がなされた。

- ・令和2年の公園利用者は年間1,162,469人となり、達成すべき質を達成できなかった。

また、その内訳は、第1四半期80,550人、第2四半期317,323人、第3四半期764,596人、第4四半期0人となっており、すべての四半期で達成すべき質を達成できなかった。

これらの包括的な質の未達成については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和2年3月28日～5月31日、令和2年12月26日～令和3年4月4日）、及びレインボープールの利用休止、及び例年実施している大型イベントの中止（まんぱく、肉フェスなど）によるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

上記の公園利用者の減少を受け、達成すべき質を満足させるための改善策として、平成31年度（令和元年度）に49,568人の集客を記録し人気を博したライトアップ企画「秋の夜散歩」のさらなる魅力向上に取り組む等の提案がなされた。また、令和3年度以降には、老木化の進む桜の園で、「桜の園再生計画」を作成し、包括質の達成に努めていく予定である。

表1 有料区域の年間及び四半期ごとの公園利用者数

達成すべき質	平成30年度 実績	平成31年度 (令和元年度) 実績	令和2年度 実績
年間2,496,000人以上	323,745人	2,334,537人	1,162,469人
第1四半期826,000人以上	—	876,457人	80,550人
第2四半期518,000人以上	—	410,584人	317,323人
第3四半期815,000人以上	—	629,386人	764,596人
第4四半期337,000人以上	323,745人	418,110人	0人

	※平成 30 年度は 257,000 人			
--	-------------------------	--	--	--

②花みどり文化センターの年間の利用者数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度) ～令和 3 年度
花みどり文化センターの年間の利用者数	41,000 人	283,000 人

イ 結果

- ・平成 30 年度の第 4 四半期までの花みどり文化センターの利用者数は 49,653 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・平成 31 年度（令和元年度）の花みどり文化センターの利用者数は年間 273,571 人となっており、達成すべき質を達成できなかったが、花みどり文化センターは新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い令和 2 年 2 月 29 日から閉館としており、過年度の実績（平成 31 年 3 月の花みどり文化センター利用者：34,880 人）を参照すると、閉館がなければ達成すべき質は確保されていたと思われるため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- ・令和 2 年度の花みどり文化センターの利用者数は年間 101,912 人となっており、達成すべき質を達成できなかったが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和 2 年 3 月 28 日～5 月 31 日、令和 2 年 12 月 26 日～令和 3 年 4 月 4 日）によるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表 2 花みどり文化センターの年間の利用者数

達成すべき質	平成 30 年度 実績	平成 31 年度 (令和元年度) 実績	令和 2 年度 実績
年間 283 千人以上 (平成 30 年度は 41 千人)	49,653 人	273,571 人	101,912 人

## 2) 利用者満足度の確保

①年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

### ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	年間及び四半期ごと
公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率	95%以上

### イ 結果

- 平成30年度は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が2・3月計で99.1%になっており、達成すべき質が確保された。
- 平成31年度（令和元年度）は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.6%になっており、達成すべき質が確保された。  
また、その内訳は第1四半期99.4%、第2四半期97.8%、第3四半期98.7%、第4四半期98.4%になっており、年間を通じて達成すべき質が確保された。
- 令和2年度は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.7%になっており、達成すべき質が確保された。  
また、その内訳は第1四半期99.1%、第2四半期98.9%、第3四半期98.5%になっており、年間を通じて年間を通じて達成すべき質が確保された。  
なお、第4四半期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和2年12月26日～令和3年4月4日）により満足度調査を行うことができなかった。

表3 公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度実績	平成31年度（令和元年度）実績	令和2年度実績
年間 95%以上	99.1%	98.6%	98.7%
第1四半期 95%以上	-	99.4%	99.1%
第2四半期 95%以上	-	97.8%	98.9%
第3四半期 95%以上	-	98.7%	98.5%
第4四半期 95%以上	99.1%	98.4%	-

3) 公園特性を活かした植物管理

①チューリップにかかる花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下記に示す数値以上であること。

	年間(平成 31 年度～)
チューリップにかかる花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率	80%以上

イ 結果

- ・平成 31 年度（令和元年度）は「非常に満足」の回答比率が 86.6%となっており、達成すべき質が確保された。
- ・令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和 2 年 3 月 28 日～5 月 31 日）により、チューリップの花修景の鑑賞が行われず、アンケート調査を実施していない。

表 4 チューリップにかかる花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率

達成すべき質	平成 31 年度（令和元年度）実績	令和 2 年度実績
80%以上	86.6%	-

②秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下記に示す数値以上であること。

	年間(平成 31 年度～)
秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率	85%

イ 結果

- ・平成 31 年度（令和元年度）は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が 93.7%となっており、達成すべき質が確保された。
- ・令和 2 年度は「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が 91.7%となっており、達成すべき質が確保された。

表5 秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の  
「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	平成31年度（令和元年度）実績	令和2年度実績
85%以上	93.7%	91.7%

#### 4) 多様な利用プログラムの提供

##### ① 展示・体験プログラムの開催回数

###### ア 達成すべき質

下記に示す数値以上であること。

	平成30年度	平成31年度（令和元年度） ～令和3年度
展示・体験プログラムの開催回数	18回以上	119回以上

###### イ 結果

- ・平成30年度は展示・体験プログラムの開催回数が2・3月計で26回となり、達成すべき質が確保された。
- ・平成31年度（令和元年度）は展示・体験プログラムの開催回数が年間で151回となり、達成すべき質が確保された。
- ・令和2年度は展示・体験プログラムの開催回数が年間で55回となり、達成すべき質を達成できなかったが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和2年3月28日～5月31日、令和2年12月26日～令和3年4月4日）によるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表6 展示・体験プログラムの開催回数

達成すべき質	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
年間119回以上 (平成30年は18回以上)	26回	151回	55回

## 5) 情報受発信

### ①マスコミによる年間報道件数

#### ア 達成すべき質

下記に示す値以上であること。

	平成 31 年度（令和元年度）～令和 3 年度
マスコミによる 年間報道件数	1,020 件以上

#### イ 結果

- ・平成 31 年度（令和元年度）はマスコミによる年間報道件数が 1,138 件となっており、達成すべき質が確保された。
- ・令和 2 年度はマスコミによる年間報道件数が 694 件となっており、達成すべき質を達成できなかったが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和 2 年 3 月 28 日～5 月 31 日、令和 2 年 12 月 26 日～令和 3 年 4 月 4 日）、及び例年実施している大型イベントの中止（立川まつり国営昭和記念公園花火大会、箱根駅伝予選会、まんパク、肉フェスなど）によるものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表 7 マスコミによる年間報道件数

達成すべき質	平成 31 年度（令和元年度）実績	令和 2 年度実績
年間 1,020 件以上	1,138 件	694 件

## (2) 個別業務の質

### ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

#### ①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整の下、相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料等の徴収、国庫への納入等を行うこと。その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

#### ②企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握した上で、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティア等との良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い本公園の認知度を向上すること。

### ③施設・設備維持管理点検

#### 1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、給水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

#### 2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は予防すること。

### ④植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性に合った年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

### ⑤収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理の下、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

## イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者から提出される『管理月報』及び『四半期報告書』を、別途発注している資料作成業務及び工事監督支援業務で、項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

平成 30 年度、平成 31（令和元）年度及び令和 2 年度において運営維持管理者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

なお、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による臨時休園の期間においても、施設管理、植物管理などは実施していることから、履行状況を確認し、個別業務の質が確保されていることを確認した。

### (3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行する中で以下のような仕様書に対する改善提案が出されており、これらの提案については、事業連絡会（国職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

## ①実施状況

### 1. 「花木園」と「桜の園」の樹木の健全化と再生

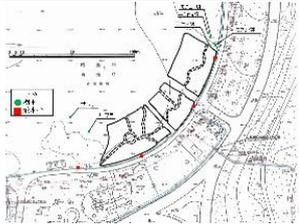
「花木園」は、開園から 35 年が経過し、日照不足や被圧等で生育不良となっている既存植物が多く見られるため、常緑を中心とした高木類の剪定、伐採、移植により高層部の緑量を低減し、日照と通風を確保した。また、桃やニホンスイセンなど本来移植されていた植物などを補植した。

「桜の園」は、旧米軍基地時代の桜並木に、残堀川周辺のソメイヨシノを移植しており、近年では高樹齢化に伴う樹勢衰弱木が多くみられるため、樹勢衰弱木の植栽箇所の土壌改良や品種改良の試験植栽のうえ、後継木を植栽した。

	<p><b>常緑高木の間伐や剪定による健全化</b> 花木園南西部の込み合っていた常緑樹の剪定を実施した。</p>
	<p><b>球根植物の植栽</b> スイセン（950 株）、フクジュソウ（700 株）を植栽した。 2020 年 2 月から開花が始まり、早春の見どころとなり集客に寄与できた。</p>
	<p><b>試験植栽</b> ソメイヨシノに代わる品種として、神代曙、舞姫、大漁桜、越の彼岸を、それぞれ 2 本ずつ、みんなの原っぱ北側に試験植栽した。</p>

### 2. 休耕期間を設ける花畑の新設により「大満足花畑」を創出

「みんなの原っぱ」の東西 2 箇所にある花畑は、連作障害や過密な利用サイクルが原因で、生育不良を起こしていたため、南東部に花畑を新設することで、適切な管理期間や休耕期間が設定できるようになり、適切な管理が可能となった。また、緑肥植物による肥沃度回復など、適切な利用サイクルを行う。

	<p><b>花畑新設</b> 2019 年 11 月に原っぱ南東部に花畑を 1 か所試験的に造成し、ナノハナを播種した。</p>
	<p><b>緑肥植物の植栽による土壌肥沃化（休耕期間）</b> 2020 年春の花畑は東花畑を休耕とし、11 月 11 日からレンゲソウ、シロツメクサ、クリムゾンクローバーなどの緑肥植物を播種した。</p>

### 3. 特別清掃の実施による日本庭園の景観向上と施設の長寿命化

日本庭園の重要な景観要素となる池の水質を良好な状態に維持するため、水抜きによる特別清掃を行い、清掃後には入水を補給することで、清掃効果を高めた。

数寄屋造りの「歎楓亭」をはじめ、休憩棟の「清池軒」や四阿の「昌陽」など、伝統技法を用いた建築物の美観の維持や長寿命化を図るため、専門業者による清掃を行った。



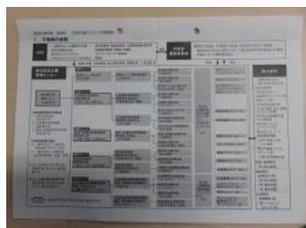
#### 池清掃後の上水による補給

2019年9月に日本庭園の池の清掃を実施し、上水を補給した。

### 4. 効率的かつ効果的に業務を遂行する体制の強化

本公園の機能と魅力を最大限に発揮して、利用者満足度を向上するためには、豊富な経験と高度の知識・技術を持つ人材の強化が必要になるため、「技術員」を4名減員し、「技師A」1名及び「技師B」6名に増員した。

強化した体制により、(1) インバウンドの受入れの促進、(2) 学校団体棟を対象とした環境教育の受入れ強化、(3) 市民協働活動の受入れ強化、(4) 花と緑の風景作りの強化など、本企画の業務を適切かつ効果的に進めている。



#### 技術員4名を減員し、技師A1名、技師B6名に増員

提案書通り実施。

利用者数やアンケート等の包括質の達成に寄与した。

### 5. 黄葉紅葉ライトアップ「秋の夜散歩」を開催

国営公園特有の自然資源を生かすため、例年行っていた冬のライトアップイベントを取りやめ、サクラやイチョウなどのライトアップとそれに伴う夜間入園のイベントを行った。



#### 黄葉紅葉ライトアップ「秋の夜散歩」を初開催

2019年11/2～24、11/29～12/1及び2020年11/3～29に「秋の夜散歩」イベントを実施し、2019年は49,568名、2020年は85,468名の集客を記録した。

## ②評価

仕様書に対する改善提案は、おおむね企画提案書通りに実施されており、利用者の増加や利用満足度の向上に寄与した。また、未実施の事項についても令和3年度以降の実施が予定されている。

## 2. 実施経費についての評価

従前経費（平成23年度）と令和元年度の実施経費を比較すると、削減額は1,730千円（削減率0.2%）となる。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成23年度の労務単価に置き換えた場合は、令和元年度の実施経費が656,154千円となり、81,846千円（11.1%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費 (A)	平成23年度 : 738,000,000円	同左
実施経費 (B)	4年0ヶ月 : 2,971,600,000円 (平成30年度 : 104,460,000円) (令和元年度 : 736,270,000円) (令和2年度 : 741,920,000円) (令和3年度 : 744,330,000円) (令和4年度 : 644,620,000円)	令和元年度の実施経費 656,153,505円
削減額 (C)	令和元年度との比較 1,730,000円	令和元年度との比較 81,846,495円
削減率 (C/A*100)	0.2%	11.1%

※金額はすべて税抜き

## 3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

## 4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

### (1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成23年度入札公告）では28日間であったが、市場化テスト3期目（平成30年度入札公告）では35日間に延長した。

- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報  
市場化テスト3期目に新たに実施した。

- ・包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、

市場化テスト 3 期目では事業者の自由な提案を求めるため、花みどり文化センターの利用者については年間のみ達成すべき質を設定した。

- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大  
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大  
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1 期目	市場化テスト 3 期目
自主事業の提案	10 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	10 点	20 点
従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	145 点	180 点

## (2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善  
開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト 1 期目は総括責任者及び業務責任者のうち 2 名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト 3 期目は総括責任者 1 名もしくは業務責任者のうち 2 名以上が勤務する体制へと緩和した。
- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和  
市場化テスト 1 期目は同種又は類似業務の経験について、過去 10 年の業務を対象としていたが、市場化テスト 3 期目は過去 15 年に対象期間を延長した。

## 5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところではあるが、応札者は 1 者となっている。1 者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く、採算が取れない」との意見があったが、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が確保されているものであり、予算の増額等による対応は難しいと考えている。

また、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注す

る場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

さらに、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見があったが、1期目の公告期間が28日に対して、3期目は35日に延長しており、現行業務の実施状況を踏まえた次期業務の仕様の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、これ以上の延長は難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

## 6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

## 7. 評価のまとめ

### (1) 評価の総括

平成30年度及び平成31年度（令和元年度）で、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、概ね達成されている。

令和2年度は、「達成すべき包括的な質」のうち、公園利用者数等に関わる項目については新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園の影響で、未達成の項目が多いものの、満足度に関わる項目についてはすべて達成している。また、「個別業務の質」についても、すべて達成している。

令和2年度で「達成すべき包括的な質」の一部項目が未達成であった要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休園（令和2年3月28日～5月31日、令和2年12月26日～令和3年4月4日）、及びレインボープールの利用休止、及び例年実施している大型イベントの中止（まんぱく、肉フェスなど）の影響が挙げられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

また、「仕様書に対する改善提案」についても、令和2年度末時点で概ね実施されており、利用者の増加や利用満足度の向上につながっていると評価できる。

特に、みんなの原っぱ南東部に新規花畑を造成したことで、シーズンを通して見頃の花を楽しめる花修景が可能となり、平成31年度（令和元年度）の秋の大規模花修景では過去最高の利用者満足度を記録した点や、サクラやイチョウのライトアップイベントで5万人を超える多くの集客を行った点、さらにそれらのイベント情報をSNSを活用しタイムリーかつ幅広い層へ発信を行った点などにより、「公園特性を活かした植物管理」において、平成31年、令和2年ともに包括的な質を大きく上回る利用者満足度を達成したことは評価できる。

## (2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後は、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成23年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後10年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②公告期間が短く入札の準備が困難であること、③業務内容に対して過年度の実施経費が低く採算を取ることが困難であること、が要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、現行業務の実施状況を踏まえて次期業務の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、入札公告から申請書類等の受付期間をこれ以上延長することは困難である。

③については、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が概ね確保されているため、予算の増額等による対応は不適切である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監視委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、関東地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。